

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一予想編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。
誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく
お願い致します。

【民訴・民執・民保Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
20	3-3 解説を 訂正 元の①を 削除	未成年者に、訴訟能力が認められる場合として、①許可された営業（民6）に関する訴訟行為、及び②持分会社の無限責任社員となることに許可を得ている場合（会社584）の社員の資格に基づく訴訟行為があるが、処分を許された財産に関する訴訟を提起する場合につき、訴訟能力は認められていない。	